

○農林水産省告示第四百四十二号  
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の十四の項の規定に基づき、中華人民共和国から発送されるいねわら畳床に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定める。  
 平成八年二月五日

農林水産大臣 大原 一三

- 一 植物等及び地域  
 畳床であつて、中華人民共和国で生産されたいねわらを中華人民共和国で加工したもの（以下「いねわら畳床」という。）であること。
- 二 輸送方法  
 船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。
- 三 生産地における検査及び証明  
 (一) 中華人民共和国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は借する旨記載されている中華人民共和国植物防疫機関が発行した植物検査証明書が添付してあるものであること。  
 (二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。  
 ア いねわらに寄生する日本に産しない各種の病菌害虫に侵されていないものであること。  
 イ 四の消毒が行われたものであること。
- 四 (一)の植物検査証明書には、(一)の検査及び四の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官による付記がなされていること。  
 生産地における消毒  
 乾熱処理施設において、いねわら畳床の中心温度を八十度とし、その温度以上で二時間以上消毒すること。
- 五 一時保管施設  
 四により消毒されたいねわら畳床を一時保管するための施設は、当該いねわら畳床がいねわらに寄生する日本に産しない各種の害虫に侵されることのないための措置がとられているものであること。

六 輸送中の措置

四により消毒されたいねわら畳床を一時保管するため及び船舶又は航空機に積み込むために輸送する場合並びに日本に輸送する場合にあつては、当該いねわら畳床がいねわらに寄生する日本に産しない各種の害虫に侵されることのないための措置がとられていること。

七 表示

(一) 三の(一)の検査及び四の消毒が行われた各いねわら畳床には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。  
(二) (一)の表示は、いねわら畳床の表面のいか所以上になされていること。